

特定子ども・子育て支援施設等指導検査基準（武蔵野市子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第2項の規定に基づく児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置に関する条例に係る部分）

認可外保育施設（一日に保育する子どもの数が5人以下）

（令和3年7月1日適用）

武蔵野市子ども家庭部子ども育成課

## 指導検査基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	指導検査基準に適合していない事項で、B評価以外のもの
B	口頭指導	指導検査基準に適合していないが、軽微な事項又は改善が容易な事項
A	助言指導	指導検査基準に適合しているが、水準向上のための「助言指導」を行う。

※ 評価区分がA評価の事項であっても、前回の指導検査において、B評価の指摘をされているにもかかわらず改善されていない場合等積極的な改善が見られないと判断されるものについては、C評価の指摘とする。

## 目

## 次

1	保育に従事する者の数及び資格	
(1)	保育に従事する者の数	1
(2)	保育に従事する者の有資格者の数	1
(3)	保育士の名称	1
2	保育室等の構造設備及び面積	
(1)	保育室面積等	1
(2)	保育室の採光及び換気の確保、安 全性の確保	1
(3)	便所	2
3	非常災害に対する措置	
(1)		2
(2)	非常災害に対する具体的計画（消 防計画）の策定	2
(3)	非常災害に備えた定期的な訓練の 実施	2
4	保育内容	
(1)	保育の内容	3、4
(2)	保育従事者の保育姿勢等	4
(3)	保護者との連絡等	5
5	給食	
(1)	衛生管理の状況	5
(2)	食事内容等の状況	5、6

6	健康管理・安全確保	
(1)	小学校就学前子どもの健康状態の観 察	6
(2)	小学校就学前子どもの発育チェック	6
(3)	小学校就学前子どもの健康診断	6
(4)	職員の健康診断	6
(5)	医薬品等の整備	6
(6)	感染症への対応	6、7
(7)	乳幼児突然死症候群に対する注意	7
(8)	安全確保	7、8
7	利用者への情報提供	
(1)	施設及びサービスに関する内容の掲 示	8
(2)	サービス利用者に対する契約内容の 書面等による交付	8、9
(3)	保育サービスの利用予定者から申し 込みがあった場合の契約内容等の説明	9
8	備える帳簿	
(1)	職員に関する書類等の整備	9
(2)	在籍（利用）小学校就学前子どもに 関する書類等の整備	9

〔凡例〕

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略称
1	子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）	法施行規則
2	労働基準法（昭和22年法律第49号）	労働基準法

指導検査基準

調査事項	調査内容	関係法令等	評価事項	評価
<b>1 保育に従事する者の数及び資格</b>				
(1) 保育に従事する者の数 小学校就学前子ども3人につき1人以上 家庭的保育補助者とともに保育する場合には、 小学校就学前子ども5人につき1人以上  〔考え方〕 どの時間帯も必要な保育従事者数が配置されていることが必要	保育従事者の必要数の算出	(1) 法施行規則第1条第1項第2号イ(1)	(1) 必要な保育従事者数が配置されていない。	C
(2) 保育に従事する者の有資格者の数  〔考え方〕 保育士、看護師（准看護師を含む。）又は家庭的保育研修修了者を「有資格者等」という。	保育士、看護師又は家庭的保育研修修了者が1人以上配置されているか。	(1) 法施行規則第1条第1項第2号イ(2)	(1) 有資格者等が1人もいない。	C
(3) 保育士の名称	保育士でない者を保育士、保母、保父その他これらに紛らわしい名称で使用していないか。	(1) 法施行規則第1条第1項第2号ハ (2) 法施行規則第1条第1項第1号イ(3)	(1) 保育士でない者を保育士、保母、保父その他これらに紛らわしい名称で使用している。	C
<b>2 保育室等の構造設備及び面積</b>				
(1) 保育室面積等	a 保育室の面積は、小学校就学前子どもの保育を適切に行うことができる広さが確保されているか。	(1) 法施行規則第1条第1項第2号ロ(2)	(1) 乳幼児の保育を適切に行うことができる広さ（9.9㎡（保育する小学校就学前子どもが3人を超える場合は、9.9㎡に3人を超える人数1人につき3.3㎡を加えた面積）以上）が確保されていない。	C
	b 調理設備（施設外調理その他の場合にあつては、必要な調理機能）は、あるか。	(1) 法施行規則第1条第1項第2号ロ(1)	(1) 調理設備（施設外調理等の場合は、必要な調理機能を含む。）がない。 (2) 調理設備が、乳幼児が保育室から簡単に立ち入ることができないよう区画等されている状態にない。 (3) 区画はあるが、扉が閉められていない等運用面の注意を要する。 (4) 衛生的な状態が保たれていない。	C C B B
(2) 保育室の採光及び換気の確保、安全性の確保	a 採光が確保されているか。	(1) 法施行規則第1条第1項第2号ハ (2) 法施行規則第1条第1項第1号ロ(4)	(1) 窓等採光に有効な開口部がない。 ※ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第1条第1項及び同法施行令（昭和25年政令第338号）第19条の規定（認可保育所の保育室の採光）に準じ、窓等採光に有効な開口部の面積が床面積の5分の1以上であることが望ましい。 (2) 採光が不十分	C B
	b 換気が確保されているか。	(1) 法施行規則第1条第1項第2号ハ (2) 法施行規則第1条第1項第1号ロ(4)	(1) 窓等換気に有効な開口部がない。 ※ 建築基準法第28条第2項の規定（居室の換気）に準じ、窓等換気に有効な開口部の面積が床面積の20分の1以上であるか、これに相当する換気設備があることが望ましい。 (2) 換気が不十分	C B
	c 乳幼児用ベッドの使用にあたっては、同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせていないか。	(1) 法施行規則第1条第1項第2号ハ (2) 法施行規則第1条第1項第1号ロ(4)	(1) 同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせることがある。	C

調査事項	調査内容	関係法令等	評価事項	評価
		(3) 法施行規則第1条第1項第1号へ(11)		
(3) 便所 ア 便所の有無	便所は、あるか。	(1) 法施行規則第1条第1項第2号ロ(1)	(1) 便所がない。	C
イ 便所に専用の手洗い設備の設置 便所と保育室及び調理設備が設けられている 部屋との区画 便所の安全な使用の確保	a 便所には保育室用とは別に便所専用の手洗い設備が設けられているか。	(1) 法施行規則第1条第1項第2号ハ (2) 法施行規則第1条第1項第1号ロ(5)	(1) 専用の手洗い設備が設けられていない。 (2) 手洗い設備が設けられているが不適切 (3) 手洗い設備が不衛生（十分に清掃がなされていない、石けんがないなど）	C B B
	b 児童が安全に使用するのに適当なものであるか。	(1) 法施行規則第1条第1項第2号ハ (2) 法施行規則第1条第1項第1号ロ(5)	(1) 児童専用の便所がない。 (便器のサイズ児童用)	C
	c 便所は保育室及び調理設備が設けられている部屋と区画されているか。	(1) 法施行規則第1条第1項第2号ハ (2) 法施行規則第1条第1項第1号ロ(5)	(1) 便所が保育室及び調理設備が設けられている部屋と区画されていない。 (2) 便所が不衛生（十分に清掃がなされていない。）	C B
<b>3 非常災害に対する措置</b>				
(1) ア 消火用具の設置	a 機能が有効な消火用具が設置されているか。	(1) 法施行規則第1条第1項第2号ハ (2) 法施行規則第1条第1項第1号ハ(1)	(1) 消火用具がない又は消火用具の機能失効	C
	b 設置場所は火気使用場所のそばであり、かつ通行又は避難並びに用具の性能に支障はないか。	(1) 法施行規則第1条第1項第2号ハ (2) 法施行規則第1条第1項第1号ハ(1)	(1) 設置場所不適	B
	c 職員全員が消火用具の設置場所及びその使用方法を知っているか。	(1) 法施行規則第1条第1項第2号ハ (2) 法施行規則第1条第1項第1号ハ(1)	(1) 消火用具の設置場所等につき、周知されていない。	B
イ 非常口の設置	a 非常口は、入所小学校就学前子どもの避難に有効な位置に適切に設置されているか。	(1) 法施行規則第1条第1項第2号ハ (2) 法施行規則第1条第1項第1号ハ(1)	(1) 非常口がない (2) 設置場所不適 (3) 非常口はあるが、適切な退避用経路が確保されていない。	C C C
	b 非常口の周辺に家具や用具を置いて、設備の機能を妨げているか。	(1) 法施行規則第1条第1項第2号ハ (2) 法施行規則第1条第1項第1号ハ(1)	(1) 非常口の機能不備	B
(2) 非常災害に対する具体的計画（消防計画）の策定	災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担等が記された計画（消防計画）が作成されているか。	(1) 法施行規則第1条第1項第2号ハ (2) 法施行規則第1条第1項第1号ハ(2)	(1) 具体的計画（消防計画）を作成していない。 (2) 具体的計画（消防計画）の内容不備	C B
(3) 非常災害に備えた定期的な訓練の実施	訓練は定期的に行われているか。	(1) 法施行規則第1条第1項第2号ハ (2) 法施行規則第1条第1項第1号ハ(3)	(1) 訓練が1年以内に1回も実施されていない。 (2) 訓練が毎月1回以上実施されていない。 (保育室が3階以下にある場合) (保育室が4階以上にある場合)	C B C
	※ 訓練内容は、消火活動、通報連絡及び避難誘導等の実地訓練を原則とする。  ※ 震災に対する訓練も取り入れることが望ましい。			
<b>4 保育内容</b>				
(1) 保育の内容 ※ 保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）を踏まえた、適切な保育が行われている	a 小学校就学前子ども一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育内容を工夫しているか。	(1) 法施行規則第1条第1項第2号ハ (2) 法施行規則第1条第1	調査内容の欄 b～d の事項を満たしていること。（実際の指導等は、b～d の事項について、それぞれ実施する。）	

調査事項	調査内容	関係法令等	評価事項	評価
<p>るか。</p>	<p>b 小学校就学前子どもが安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等をバランスよく組み合わせた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされた保育の計画を定め実行しているか。</p> <p>(a) 小学校就学前子どもの日々の生活リズムに沿ったカリキュラムが設定され、かつ、それが実施されているか。</p> <p>(b) 必要に応じ入所小学校就学前子どもに入浴又は清拭をし、体の清潔が保たれているか。</p> <p>(c) 沐浴、外気浴、遊び、運動、睡眠等に配慮しているか。</p> <p>(d) 外遊びなど、戸外で活動できる環境が確保されているか。</p> <p>c 小学校就学前子どもに漫然とテレビやビデオを見せ続ける等、小学校就学前子どもへの関りが少ない「放任的」な保育内容になっていないか。</p> <p>d 必要な遊具、保育用品等が備えられているか。</p> <p>※ テレビは含まない。</p>	<p>項第1号ニ(1)</p> <p>(1) 法施行規則第1条第1項第2号ハ (2) 法施行規則第1条第1項第1号ニ(2)</p> <p>(1) 法施行規則第1条第1項第2号ハ (2) 法施行規則第1条第1項第1号ニ(3)</p> <p>(1) 法施行規則第1条第1項第2号ハ (2) 法施行規則第1条第1項第1号ニ(2)</p> <p>(1) 法施行規則第1条第1項第2号ハ (2) 法施行規則第1条第1項第1号ニ(2)</p> <p>(1) 法施行規則第1条第1項第2号ハ (2) 法施行規則第1条第1項第1号ニ(4)</p> <p>(1) 法施行規則第1条第1項第1号ニ(5) (2) 法施行規則第1条第1項第1号ニ(12)</p>	<p>(1) デイリープログラム等が作成されていない。 (2) デイリープログラム等が作成されているが、実施されていない。 (3) 保育日誌が作成されていない。</p> <p>(1) 汚れたときの処置が不相当 (2) 24時間保育で3日以上継続入所児童に入浴・清拭がされていない。</p> <p>(1) 外気浴の機会が適切に確保されていない。 (乳児) 週3回以下 週4回以上6回未満</p> <p>(1) 屋外遊戯の機会が適切に確保されていない。 (幼児) 週3回以下 週4回以上6回未満</p> <p>(1) テレビやビデオを見せ続けている。 (2) 一人一人の児童に対してきめ細かくかつ相互応答的に関わっていない。</p> <p>(1) 遊具が全くない。 (2) 遊具につき、改善を要する点がある。 年齢に応じた玩具が備えられていない、衛生面に問題がある等 (3) 大型遊具を備える場合に、安全性に問題がある。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p>
<p>(2) 保育従事者の保育姿勢等 ア 保育従事者の人間性と専門性の向上</p>	<p>a 小学校就学前子どもの最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として適切な姿勢であること。特に施設の運営管理の任にあたる施設長については、その職責に鑑み、資質の向上及び適格性の確保が図られているか。</p> <p>b 保育所保育指針を理解する機会を設けるなど、保育従事者の人間性と専門性の向上が図られているか。</p>	<p>(1) 法施行規則第1条第1項第2号ハ (2) 法施行規則第1条第1項第1号ニ(6)</p> <p>(1) 法施行規則第1条第1項第2号ハ (2) 法施行規則第1条第1項第1号ニ(7)</p>	<p>(1) 施設内研修等の機会を設けるなど、保育従事者の質の向上に努めていない。 (2) 外部研修等への参加が全くない。 (3) 保育所保育指針の理解に努めていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>
<p>イ 小学校就学前子どもの人権に対する十分な配慮</p>	<p>小学校就学前子どもに身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないよう、小学校就学前子どもの人権に十分配慮がされているか。</p>	<p>(1) 法施行規則第1条第1項第2号ハ (2) 法施行規則第1条第1項第1号ニ(8)</p>	<p>(1) 配慮に欠けている。 (例) しつけと称するか否かを問わず小学校就学前子どもに身体的苦痛を与えている。 いわゆるネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力が見られる。</p>	<p>C</p>
<p>ウ 児童相談所等の専門的機関との連携</p>	<p>入所小学校就学前子どもの身体、保育中の様子又は家族の態度等から虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制がとられているか。</p> <p>※ 虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れが見られる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等に</p>	<p>(1) 法施行規則第1条第1項第2号ハ (2) 法施行規則第1条第1項第1号ニ(9)</p>	<p>(1) 不適切な養育が疑われる場合に専門的機関への通告等が行われていない。 (2) 対応が不十分</p>	<p>C</p> <p>B</p>

調査事項	調査内容	関係法令等	評価事項	評価
	においても、専門的機関に対し適切な連絡に努めること。			
(3) 保護者との連絡等 ア 保護者と密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施	連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での小学校就学前子どもの様子を、施設からは施設での小学校就学前子どもの様子を、連絡し合っているか。	(1) 法施行規則第1条第1項第2号ハ (2) 法施行規則第1条第1項第1号ニ(10)	(1) 連絡が行われていない。 (2) 連絡状況が不十分	C B
イ 保護者との緊急時の連絡体制	緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡表が整備され、全ての保育従事者が容易にわかるようにされているか。  ※ 消防署、病院等の連絡先一覧表等も併せて整備すること。	(1) 法施行規則第1条第1項第2号ハ (2) 法施行規則第1条第1項第1号ニ(11)	(1) 緊急連絡表が整備されていない。	C
ウ 保育室の見学	保護者や利用希望者等から乳幼児の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合には、小学校就学前子どもの安全確保に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるよう適切に対応しているか。	(1) 法施行規則第1条第1項第2号ハ (2) 法施行規則第1条第1項第1号ニ(12)	(1) 保護者等からの要望があった場合に、小学校就学前子どもの安全確保、保育の実施等に支障のない範囲であっても、これらの要望に適切に対応していない。	C
<b>5 給食</b>				
(1) 衛生管理の状況 調理設備、調理、配膳、食器等の適切な衛生管理	a 食器類やふきん、まな板、なべ等は十分に殺菌したものを使用しているか。 また、哺乳ビンを使用することによく洗い、滅菌しているか。  b 調理設備が清潔に保たれているか。  c 調理方法が衛生的であるか。  d 配膳が衛生的であるか。  e 食事時、食器類や哺乳ビンは、児童や保育従事者の間で共用されていないか。  f 原材料、調理済み食品（持参による弁当、仕出し弁当、離乳食も含む。）について腐敗、変質しないよう冷凍又は冷蔵設備等を利用する等適切な措置を講じているか。	(1) 法施行規則第1条第1項第2号ハ (2) 法施行規則第1条第1項第1号ホ(1)  (1) 法施行規則第1条第1項第2号ハ (2) 法施行規則第1条第1項第1号ホ(1)  (1) 法施行規則第1条第1項第2号ハ (2) 法施行規則第1条第1項第1号ホ(1)	(1) 使用することによく洗っていない。十分な殺菌又は滅菌が行われていない。  (1) 調理設備が汚れている。 (2) 衛生的配慮が不十分  (1) 供用されることがある  (1) 冷凍・冷蔵設備がない。その他、食品の保存に関し、不適切な事項がある。	C  C B  B
(2) 食事内容等の状況 ア 小学校就学前子どもの年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等の状態を含む。）等に配慮した食事内容	a 乳児の食事を幼児の食事と区別して実施しているか。  b 健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容か。  〔市販の弁当（仕出し弁当も含む。）等の場合〕 c 小学校就学前子どもに適した内容であるか。  d 乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処理が行われているか。 また、離乳食接種後の乳児についても食事後の状況に注意が払われているか。	(1) 法施行規則第1条第1項第2号ハ (2) 法施行規則第1条第1項第1号ホ(2)  (1) 法施行規則第1条第1項第2号ハ (2) 法施行規則第1条第1項第1号ホ(2)  (1) 法施行規則第1条第1項第2号ハ (2) 法施行規則第1条第1項第1号ホ(2)	(1) 配慮されていない。  (1) 配慮されていない。  (1) 乳児に対する配慮が適切に行われていない。	C  C  C
イ 献立に従った調理	食事摂取基準、小学校就学前子どもの嗜好を踏まえ変化のある献立により、一定期間の献立表を作成し、この献立に基づき	(1) 法施行規則第1条第1項第2号ハ	(1) 献立が作成されていない。 (2) 献立の内容が不適当	C B



調査事項	調査内容	関係法令等	評価事項	評価
	調理がされているか。  ※ 仕出し弁当の場合は献立表をもらうこと。	(2) 法施行規則第1条第1項第1号ホ(3)	(3) 献立に従った調理が適切に行われていない。	B
<b>6 健康管理・安全確保</b>				
(1) 小学校就学前子どもの健康状態の観察 登園、降園の際、小学校就学前子ども一人一人の健康状態の観察	a 登園の際、健康状態の観察を行い、保護者から小学校就学前子どもの状態の報告を受けているか。  ※ 体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等	(1) 法施行規則第1条第1項第2号ハ (2) 法施行規則第1条第1項第1号へ(1)	(1) 十分な観察が行われていない。 (2) 保護者から報告（連絡帳を活用することを含む。）を受けていない。	C B
	b 降園の際、登園時と同様の健康状態の観察が行われているか。 保護者へ小学校就学前子どもの状態を報告しているか。	(1) 法施行規則第1条第1項第2号ハ (2) 法施行規則第1条第1項第1号へ(1)	(1) 十分な観察が行われていない。 (2) 注意が必要である場合において保護者等にその旨を報告していない。	C B
(2) 小学校就学前子どもの発育チェック	a 身長や体重の測定等基本的な発育状態の観察が毎月定期的に行われているか。	(1) 法施行規則第1条第1項第2号ハ (2) 法施行規則第1条第1項第1号へ(2)	(1) 基本的な発育状態の観察を全く行っていない。 (2) 基本的な発育状態の観察を毎月行っていない。	C C
(3) 小学校就学前子どもの健康診断 継続して保育している小学校就学前子どもの健康診断を入所（利用開始）時及び1年に2回学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施	a 入所（利用開始）時の健康診断 小学校就学前子どもの健康状態の確認のため、入所（利用開始）時の健康診断はなるべく入所（利用開始）決定前に実施し、未実施の場合は入所（利用開始）後直ちに行っているか。	(1) 法施行規則第1条第1項第2号ハ (2) 法施行規則第1条第1項第1号へ(3)	(1) 入所（利用開始）時の健康診断が実施されていない。 ただし、保護者からの健康診断結果（4か月以内に検診を受診しているものに限る。）の提出がある場合等は、これにより入所（利用開始）時の健康診断がなされたものとみなしてよい。	C
	b 1年に2回の健康診断が実施されているか。（おおむね6か月ごとに実施）  ※ 施設において直接実施できない場合は、保護者から健康診断書又は母子健康手帳の写し（おおむね6か月以内の乳幼児健診の記録）の提出を受けること。	(1) 法施行規則第1条第1項第2号ハ (2) 法施行規則第1条第1項第1号へ(3)	(1) 全く実施されていない。 (2) 1年に1回しか実施していない。 (3) 健康診断の未実施者がいる。 (4) 健康診断の内容が不十分又は記録に不備がある。	C C B B
	c 入所（利用開始）後の小学校就学前子どもの体質、かかりつけ医の確認、緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧を作成し、全ての保育従事者への周知が行われているか。	(1) 法施行規則第1条第1項第2号ハ (2) 法施行規則第1条第1項第1号へ(3)	(1) 緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧が作成されていない。 (2) 職員への周知状況の不徹底等対応が不十分	C B
(4) 職員の健康診断	a 職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施しているか。	(1) 法施行規則第1条第1項第2号ハ (2) 法施行規則第1条第1項第1号へ(4)	(1) 実施されていない。 (2) 実施されているが、未実施者がいる。	C B
	b 調理に携わる職員には、月1回検便を実施しているか。	(1) 法施行規則第1条第1項第2号ハ (2) 法施行規則第1条第1項第1号へ(5)	(1) 実施されていない。 (2) 月1回の検便が実施されている状況にない。	C B
(5) 医薬品等の整備	必要な医薬品その他の医療品が備えられているか。  ※ 最低限必要なもの：体温計、水まくら、消毒薬、絆創膏類	(1) 法施行規則第1条第1項第2号ハ (2) 法施行規則第1条第1項第1号へ(6)	(1) 調査内容欄に掲げる最低必要な医療品、医薬品がない。 (2) 整備内容が不十分	C B
(6) 感染症への対応	a 感染症にかかっていることが分かった場合には、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示しているか。	(1) 法施行規則第1条第1項第2号ハ (2) 法施行規則第1条第1項第1号へ(7)	(1) 対応が適切でない。	C

調査事項	調査内容	関係法令等	評価事項	評価
	b 再登園時には、かかりつけ医とのやりとりを記載した書面等の提出などについて、保護者との理解と協力を求めているか。	(1) 法施行規則第1条第1項第2号ハ (2) 法施行規則第1条第1項第1号ヘ(7)	(1) 治癒の判断をもつぱら保護者に委ねている。	B
	c 歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、一人一人のものが準備されているか。	(1) 法施行規則第1条第1項第2号ハ (2) 法施行規則第1条第1項第1号ヘ(7)	(1) 対応が適切でない。	B
(7) 乳幼児突然死症候群に対する注意	a 睡眠中の小学校就学前子どもの顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。	(1) 法施行規則第1条第1項第2号ハ (2) 法施行規則第1条第1項第1号ヘ(8)	(1) 保育室に職員が在室していないなど、乳幼児突然死症候群に対する注意を払っていない。	C
	b 満1歳未満の小学校就学前子どもを寝かせる場合には、仰向けに寝かせているか。  ※ 仰向け寝は、乳幼児突然死症候群のほか、窒息の防止の観点から有効であるが、医学上の理由から医師がうつぶせ寝を勧める場合もあるため、うつぶせ寝を行う場合は入所（利用開始）時に保護者に確認するなど、乳幼児突然死症候群に対する注意に努めること。	(1) 法施行規則第1条第1項第2号ハ (2) 法施行規則第1条第1項第1号ヘ(9)	(1) 乳幼児突然死症候群に対する注意が不足している。	C
	c 保育室では禁煙を厳守しているか。	(1) 法施行規則第1条第1項第2号ハ (2) 法施行規則第1条第1項第1号ヘ(10)	(1) 保育室内で喫煙している。	C
(8) 安全確保  ※ 施設の安全確保については、教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時のためのガイドライン（平成28年3月内閣府、文部科学省、厚生労働省）を参考にすること。	a 小学校就学前子どもの安全の確保に配慮した保育の実施を行っているか。	(1) 法施行規則第1条第1項第2号ハ (2) 法施行規則第1条第1項第1号ヘ(11)	(1) 保育室その他小学校就学前子どもの出入りする場所に危険物防止に対する十分な配慮がされていない（危険物が置かれている、書庫等が固定されていない、落下物がある、コンセント類が危険など）。	B
	b 事故防止の観点から、その施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図っているか。	(1) 法施行規則第1条第1項第2号ハ (2) 法施行規則第1条第1項第1号ヘ(12)	(1) 施設内の危険な場所、設備等への囲障の設置がない。	C
	c プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように、もつぱら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしているか。	(1) 法施行規則第1条第1項第2号ハ (2) 法施行規則第1条第1項第1号ヘ(11)	(1) もつぱら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置していない。	B
	d 小学校就学前子どもの食事に関する情報や当日の小学校就学前子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること、また、食物アレルギーのある小学校就学前子どもについては、生活管理指導表等に基づいて対応しているか。	(1) 法施行規則第1条第1項第2号ハ (2) 法施行規則第1条第1項第1号ヘ(11) (3) 法施行規則第1条第1項第1号ホ(2)	(1) 誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去することや、食物アレルギーのある小学校就学前子どもに配慮した食事の提供を行っていない。	C
	e 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を定期的実施しているか。	(1) 法施行規則第1条第1項第2号ハ (2) 法施行規則第1条第1項第1号ヘ(12)	(1) 定期的な点検が行われていない。	C
	f 不審者の立入防止等の対策や緊急時における小学校就学前子どもの安全を確保する体制を整備しているか。	(1) 法施行規則第1条第1項第2号ハ 法施行規則第1条第1項第1号ヘ(13)	(1) 囲障はあるが、施設等が不十分	B
	g 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練が実施されているか。  ※ 消防署等が実施する救命講習を受講し、緊急通報訓練	(1) 法施行規則第1条第1項第2号ハ (2) 法施行規則第1条第1項第1号ヘ(14)	(1) 救命講習を過去3年以内に受講した保育従事者がいない。 (2) 関係機関への緊急通報訓練が1年以内に1回も実施されていない。	C C

調査事項	調査内容	関係法令等	評価事項	評価
	(119番通報等の訓練)を定期的実施しているか。			
	h 賠償責任保険に加入するなど、保育中の事故の発生に備えた措置が講じられているか。	(1) 法施行規則第1条第1項第2号ハ (2) 法施行規則第1条第1項第1号へ(15)	(1) 賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えられていない。	C
	i 事故発生時に速やかに当該事故の事実を都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第59条の4第1項の児童相談所設置市においては、それぞれの長)に報告する体制がとられているか。	(1) 法施行規則第1条第1項第2号ハ (2) 法施行規則第1条第1項第1号へ(16)	(1) 報告する体制がとられていない。 (2) 報告する体制がとられているが、不十分	C B
	j 事故が発生した場合、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	(1) 法施行規則第1条第1項第2号ハ (2) 法施行規則第1条第1項第1号へ(17)	(1) 事故が発生した施設において、当該事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録していない。	C
	k 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置が講じられているか。	(1) 法施行規則第1条第1項第2号ハ (2) 法施行規則第1条第1項第1号へ(18)	(1) 死亡事故等の重大事故が発生した施設において、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置がとられていない。	C
<b>7 利用者への情報提供</b>				
(1) 施設及びサービスに関する内容の掲示	以下の事項について、施設のサービスを利用しようとする者が見やすい場所に掲示されているか。 (a) 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名 (b) 建物、その他の設備の規模及び構造 (c) 施設の名称及び所在地 (d) 事業を開始した年月日 (e) 開所している時間 (f) 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更が生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由 (g) 入所定員 (h) 保育士その他の職員の配置数又はその予定 (i) 設置者及び職員に対する研修の受講状況 (j) 保育する小学校就学前子どもに関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 (k) 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容 (l) 緊急時等における対応方法 (m) 非常災害対策 (n) 虐待の防止のための措置に関する事項 (o) 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別(受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。)	(1) 法施行規則第1条第1項第2号ハ (2) 法施行規則第1条第1項第1号へ(19)	(1) 全く掲示されていない。 (2) 調査内容欄の(a)～(n)の事項につき、掲示内容又は掲示の仕方が不十分	C B
(2) サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付	施設において提供される保育サービスの利用に関する契約が成立したときは、その利用者に対し、以下に掲げる当該契約の内容を記載した書面(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することのできない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を作成する場合における電磁的記録を含む。)の交付が行われているか。 (a) 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 (b) 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関	(1) 法施行規則第1条第1項第2号ハ (2) 法施行規則第1条第1項第1号へ(20)	(1) 書面等により交付されていない。 (2) 調査内容欄の(a)～(h)の事項につき、交付内容が不十分	C B

調査事項	調査内容	関係法令等	評価事項	評価
	する事項 (c) 施設の名称及び所在地 (d) 施設の管理者の氏名及び住所 (e) 当該利用者に対し提供するサービスの内容 (f) 保育する小学校就学前子どもに関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 (g) 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容 (h) 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先			
(3) 保育サービスの利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明	当該保育サービスの利用に関する契約内容等についての説明が行われているか。	(1) 法施行規則第1条第1項第2号ハ (2) 法施行規則第1条第1項第1号へ <sup>(21)</sup>	(1) 適切な説明が行われていない。 (2) 説明はされているが、内容が不十分	C B
<b>8 備える帳簿</b>				
(1) 職員に関する書類等の整備	a 職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類(写)、履歴、採用年月日等が確認できる書類があるか。 b 各職員の勤務の時間ごとの割り振り(シフト、ローテーション)が確認できる書類(出勤簿等)があるか。 c 労働基準法その他の法令に基づき、事業場ごとに備え付けが義務付けられている帳簿等があるか。 (a) 労働者名簿(労働基準法第107条) (b) 賃金台帳(労働基準法第108条) (c) 雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務(労働基準法第109条)	(1) 法施行規則第1条第1項第2号ハ (2) 法施行規則第1条第1項第1号へ <sup>(22)</sup>	(1) 確認できる書類が備えられていない。 (2) 整備内容が不十分	C B
(2) 在籍(利用)小学校就学前子どもに関する書類等の整備	在籍(利用)小学校就学前子ども及び保護者の氏名、小学校就学前子どもの生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、小学校就学前子どもの在籍(利用)記録並びに契約内容等が確認できる書類(※)があるか。  ※ 利用契約書、児童票、登園・降園の記録、出席簿等	(1) 法施行規則第1条第1項第2号ハ (2) 法施行規則第1条第1項第1号へ <sup>(22)</sup>	(1) 確認できる書類が備えられていない。 (2) 内容が不十分	C

